

令和元年 胆沢中学校部活動指導方針

1 部活動の意義及び目的

部活動の意義及び目的は、新学習指導要領に「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意する」と規定されている。

部活動は学校教育活動の一環として行われ、スポーツや文化に興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸能等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である。

この活動は、教育の重要な側面を担っているので、教育課程に関連する学校教育活動として位置づけ、青少年の心身の健全な発達を促し、「自治能力の育成」を図るものである。

2 指導の基本方針

- (1) 日常活動を通して、道徳的規範やその規範に準じる心構えや団結力、寛容・協力の社会性を培い、人間性の向上を図る。
- (2) 集団や個の力量や技能を磨き、体力の増進、忍耐などのたくましい精神力や豊かな感受性を養う。
- (3) 定められた範囲内の時間で、計画的に活動させることにより自治的な力を養う。
- (4) 指導に関わるすべての人たちは、それぞれの立場から、活動の意義を理解し指導にあたり、教育的価値が損なわれないよう留意する。
- (5) 生徒の自主的かつ自発的な参加及び活動による円滑な活動の推進を図り、生徒の学校生活の充実に資するよう努める。
- (6) 校長及び顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導ガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (7) 顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力及び競技意欲の向上につながらないこと等を正しく理解した上で、合理的かつ効率的・効果的な練習となるよう指導に当たる。

3 部の構成

【運動部】	軟式野球	サッカー	ソフトテニス (男女)	バスケットボール (男女)
	バレーボール (男女)	バドミントン (男女)	卓球 (男女)	剣道 (男女)
【文化部】	吹奏楽	創作	科学	焼石

4 所属について

- (1) 全員加入を原則とする。
- (2) 加入手続き
保護者の承諾のもと、入部届けを学校に提出する。
- (3) 本入部後、日曜日を2回挟んだ金曜日までを猶予期間とし、部変更手続き無しで部を変更することができる。
- (4) 所属変更
一度所属した部で3年間活動することを原則とする。ただし、事情があり転部を希望する場合は、担任と保護者の指導と新旧部顧問の合意のもとに行う。
- (5) 部活動中の事故対応
部活動中に事故が発生した場合の保証として「日本スポーツ振興センター」「PTA連合会」「学校安全互助会」の保険に全員加入する。

5 部活動の組織並びに指導体制

- (1) 組織
 - ①部長（他に副部長・キャプテン等）の選出方法は部の顧問に一任する。
 - ②各部の部長で部長会を組織し、互選により部長会長を選出する。部長会は生徒会の組織機構に位置づけられる。
- (2) 指導体制

- ①教員が部の顧問となり、職員会議及び学校長の承認のもとに、学校教育活動の一環として指導にあたる。
- ②顧問は、常に部長や他のリーダーと連絡を密にし、意思疎通を図りながら、青少年の心身の健全な発達を促し、「自治能力」の育成に努める。
- ③顧問は技術指導のため、外部から指導者を要請する場合は、父母会とよく相談をし、顧問・父母会で学校に推薦し、学校長が承認し、委嘱する。委嘱期間は9月より翌年の出場する中総体終了時までとする。
- ④校地外で活動する場合には、顧問、外部指導者（学校から委嘱された指導者）の監督の下で行い、校長の承認を得る。

6 活動の実際

(1) 活動日・活動可能時間

① 平日の活動時間

ア 部活動 16:40まで（完全下校16:50）

イ 父母会活動 最大でも19:50まで

② 基準

週当たり2日以上の休養日を設ける。

ア 1日は平日〔本校は原則月曜日。職員会議のため木曜日になる場合あり〕

イ 1日は土・日のどちらか必ず休養日とする。

一日の活動時間の制限

ア 平日は長くとも2時間程度

イ 土日ははじめとする学校の休養日は日中3時間程度

③ 部活動の延長について

中体連主催の大会及び吹奏楽連盟主催の大会に出場する場合には1ヶ月前、それ以外の大会やコンクール等については、2週間前から学校長の許可を得て部活動を延長して活動してもよい。その際の活動時間は17:50までとする。ただし、活動禁止日は活動しない。

ア 地区中総体・地区新人大会1ヶ月前の延長

部長会からの申し出があり、学校長が職員からの承諾を受けた上で認める。延長には文化部も含まれる。なお、部長会からの申し出は、県大会出場が決まった際は、引き続き延長が認められることを含むものとする。

イ 吹奏楽連盟主催大会1ヶ月前の延長

吹奏楽部が参加する県吹奏楽コンクール地区予選、県アンサンブルコンテスト地区予選は、それぞれ運動部の地区中総体、地区新人大会と同等のものと位置づけ、アに準じて延長を認める。文化部のそれ以外の大会については、ウに準ずるものとする。

ウ それ以外の大会やコンクール等

「臨時部延長届」を提出し、学校長の許可を得て認められるものとする。

④ 土・日・祝祭日（振替休日含む）の活動は原則として日中3時間程度とする。

⑤ 長期休業中の活動は、原則日中の活動とする。ただし、指導体制の理由で夜間に父母会練習を行う場合は、日中は部単位で学習会を主催するなどし、生活リズムが崩れないように配慮する。活動時間はいずれも（または合わせて）3時間程度とする。土日祝日の活動は原則として行わないが、大会参加や練習試合は認める。学校の休業日に大会参加等で基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整すること。なお、長期休業中の月曜日は、活動可能日とする。

⑥ 長期休業中以外の月曜日（職員会議の週は木曜日）、土・日のどちらか必ず**完全休養日**とする。部活動休養日に大会参加等で活動をする場合には、部活動等諸活動休養日変更届を申請すること。なお、他の日に休養日を振替えること（月曜の場合は平日、土・日曜日の場合は休日）。ただし、地区中総体、地区新人大会前の土・日曜日は、中間・期末テスト休みをその代替の休みとし、活動を認めるものとし、中体連・吹連主催の県以上の大会もこれに準ずる。また、三連休が月曜日や土・日曜日を含むものとなった際には、3日のうち1日のいずれかを休養日とする（大会参加で大会期間が3日間の場合は例外とする）。

※完全下校とは、片付けを終了し、活動場所を離れ帰路につくことを指す。

※活動可能時間は、学校行事や天候、不測の事態等学校の判断によって変更されることがある。

※宿泊を伴う活動や遠征については、顧問は計画書を提出し、学校長の許可を得る。

(2) 活動禁止日

下記の日は活動しない。ただし、大会参加などやむを得ない場合は、学校の許可を得て活動することもある。

- ① 中間、期末テスト3日前（テスト明け当日は可）
- ② 整理テスト1日前
- ③ 年末年始6日間（12月29日～1月3日）とお盆休み3日間（8月13日～15日）
- ④ 毎週月曜日（職員会議の週は木曜日）
- ⑤ 土・日のどちらか（地区中総体・地区新人大会前の第2日曜日は例外的に認める）
- ⑥ 学校が特に定める日（閉鎖措置期間等）

7 活動上の留意点

- (1) 活動費は生徒会費・PTA部活動奨励費等でまかなう。
- (2) 中体連主催の大会及び中文連・吹奏楽連盟主催の県大会以上の大会についてはPTA部活動派遣費で補助する。協会主催等の大会参加にかかる費用は個人負担とする。

8 特設部について

- (1) 「特設部」とは、中体連主催の陸上大会や駅伝大会、その他大会等に参加のために選ばれた選手で構成された組織を指す。
- (2) 普段他の部活動に所属している生徒の参加が可能であり、個人の希望を優先して部を特設する。
- (3) 選手選考や活動時間、活動日、大会参加の是非については、担当者を中心に職員全体の共通理解のもとに行う。

9 本校部活動以外の競技等について

普段学校で活動を行っていない競技（学校に部がない）でも、特例として大会参加を認める競技（水泳、相撲、スキー、スケート、ラグビー、柔道、体操等）がある。本人と家庭との希望を受け、記録や実績を考慮しながら、校内で協議した上で大会参加を認める。なお、大会が授業日と重なっている際には、公欠申請を学校に届け、校長の承認を得ることとする。

10 父母会

- (1) 必要に応じて部活動単位で父母会を組織することができる。
- (2) 父母会は保護者の組織であり、学校教育活動としての顧問の部活動指導を円滑に進めるための援助を目的とする。
- (3) 父母会組織の構成や活動内容は、各部の保護者に一任するが、「部活動の意義及び目的」「指導の基本方針」を踏まえた内容とする。
- (4) 父母会を組織した場合、その組織、活動内容を所定の様式で学校長に報告するものとする。
- (5) 組織した父母会の代表（父母会長等）1名は「胆沢中父母会連絡会」の構成メンバーとなり、各父母会、学校との連携を図るものとする。
- (6) 「胆沢中父母会連絡会」の構成メンバーにPTA会長を含めるとともに、会の代表とする。学校側からは、校長、副校長、生徒指導主事、部活動担当が所属する。原則、年に3回（5月、8月、2月）開催し、よりよい部活動のあり方を意見交流し合う。
- (7) 夜間に父母会練習を行う際は、必ず大人が最低一人見守っている状態をつくる。生徒同士の人間関係のトラブルや心配な状況が見られる場合は、学校と連絡を密にし、体制の改善に努める。
- (8) 父母会活動中に事故が発生した場合は、各父母会で対応するものとする。スポーツ安全保険などの保険に加入することが望ましい。
- (9) 活動時間は、19:50までとする。

11 その他

胆沢中学校部活動指導方針については、保護者の声や父母会連絡会の意見を参考にしながら毎年度教職員で検討確認して校長の承認を得るものとし、その内容を保護者・外部指導者に周知する。

12 新設、存続について

可否については、以下の「部の新設（成立）条件等」に基づき、生徒数・教員数と生徒・職員・保護者・地域の声を総合的に判断した上で、校長がそれを決定する。

「部の新設（成立）条件等」

新設する部については、次の1～5の条件を満たすことが望まれる。

（特別支援学級の生徒を対象とする部は除く）

- 1 入部希望生徒数が普段の活動やチーム編成等に必要人数の確保が見込まれること。団体種目では種目毎の規定人数以上。個人種目では4名以上を基準とする。
- 2 活動場所の確保ができ、活動に必要な施設・設備の確保が可能であること。
- 3 活動内容が明確であり、活動目標の設定や活動成果発表の機会の確保が可能であること。
- 4 教育活動の一環として顧問や外部指導者等の指導の下、日常的な活動が可能であること。
- 5 男女別に競技が行われる部については、入部希望者が少ない場合を除き男女両方を揃えることを基本とする。